b　当連結会計年度における国庫納付金及び認定都道府県等納付金について、それぞれの額、増減の理由等を、その計算の基礎となったカジノ行為粗収益の額とともに、記載すること。

⑹　カジノ事業の収益を活用して実施した措置等

当連結会計年度におけるカジノ事業の収益を活用して実施した措置等を記載すること。当該措置等の記載に当たっては、「特定複合観光施設の整備その他設置運営事業等の事業内容の向上」、「認定都道府県等が実施する認定区域整備計画に関する施策への協力」、「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置」等について、項目ごとの内容、金額等を認定区域整備計画及び当該連結会計年度の事業計画と関連付けて具体的に記載すること。

⑺　設備投資等の概要

当連結会計年度における設備投資の目的、内容及び投資金額を業務区分に関連付けて概括的に説明すること。

また、重要な設備の除却、売却等があった場合には、その内容及び金額を業務区分に関連付けて記載すること。

⑻　主要な設備の状況

当連結会計年度における主要な設備（連結会社以外の者（連結財務諸表を作成していない場合は他の者）から賃借しているものを含む。）について、提出会社、国内子会社、在外子会社の別に、会社名（提出会社の場合を除く。）、事業所名、所在地、設備の内容、設備の種類別の帳簿価額（土地については、その面積も示す。）及び従業員数を、業務区分に関連付けて記載すること。

⑼　設備の新設、除却等の計画

当連結会計年度末現在において連結会社に重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画がある場合には、その内容（例えば、事業所名、所在地、設備の内容、投資予定金額（総額及び既支払額）、資金調達方法（増資資金、社債発行資金、自己資金、借入金等の別をいう。）、着手及び完了予定年月、完成後における増加能力等）を、業務区分に関連付けて記載すること。

⑽　コーポレート・ガバナンスの概要

a　提出会社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を記載した上で、提出会社の企業統治の体制（企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものを含む。）の概要（設置する機関の名称、目的、権限及び構成員の氏名（当該機関の長に該当する者については役職名の記載、提出会社の社外取締役（社外役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第５号に規定する社外役員をいう。以下ａにおいて同じ。）に該当する会社法第２条第15号に規定する社外取締役をいう。）又は社外監査役（社外役員に該当する同条第16号に規定する社外監査役をいう。）に該当する者についてはその旨の記載を含む。）の記載を含む。）及び当該企業統治の体制を採用する理由を具体的に記載すること。

また、設置運営事業等に係る業務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他当該業務の適正を確保するための体制の整備の内容及びその運用状況として、内部統制システムの整備及び運用状況、リスク管理体制の整備及び運用状況、提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用状況その他の提出会社の企業統治に関する事項について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b　提出会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に株主（当該取引の当事者である株主を除く。）の利益が害されることを防止するための措置（例えば、いわゆる特別委員会の設置等）をとる旨を決定している場合には、その旨及びその具体的内容を記載すること。

また、提出会社がその親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下ｂにおいて同じ。）との取引（当該提出会社と第三者との間の取引で当該提出会社とその親会社等との間の利益が相反するものを含む。）を行っている場合には、その重要なものについて、次の(a)から(c)までに掲げる事項を記載すること。

(a)　当該取引をするに当たり提出会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあっては、その旨）

(b)　当該取引が提出会社の利益を害さないかどうかについての提出会社の取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会。(c)において同じ。）の判断及びその理由

(c)　社外取締役を置く提出会社において、(b)の取締役の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

⑾　監査の状況

a　監査人監査の状況について、次のとおり記載すること。

(a)　監査人監査の組織、人員（財務及び会計に関する相当程度の知見を有する監査人が含まれる場合には、その内容を含む。）及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(b)　当事業年度における提出会社の監査人の活動状況（会議体の開催頻度、主な検討事項及び個々の監査役の出席状況等）を記載すること。

b　内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

(a)　内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(b)　内部監査、監査人監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

⑿　連結財務諸表